

第百十七号議案

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を附則第六項とし、附則第三項を附則第五項とし、附則第二項の次に次の二項を加える。

（防疫等業務手当に関する措置）

3 第六条第一項第一号に規定する場合のうち新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る業務（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）に従事した場合の防疫等業務手当の支給については、同条第二項第一号中「七百二十円」とあるのは、「三千円」と読み替えて、同号の規定を適用する。

4 前項の規定は、令和三年一月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第三項の規定は、令和二年一月二十四日から適用する。

2 この条例による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により防疫等

業務手当を支給された職員で改正後の条例附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による防疫等業務手当の支給を受けることとなる者については、改正前の条例の規定により支給された防疫等業務手当は、同項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による防疫等業務手当の内払とみなす。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における特殊勤務手当の支給額の特例を定めるほか、規定を整備する必要がある。